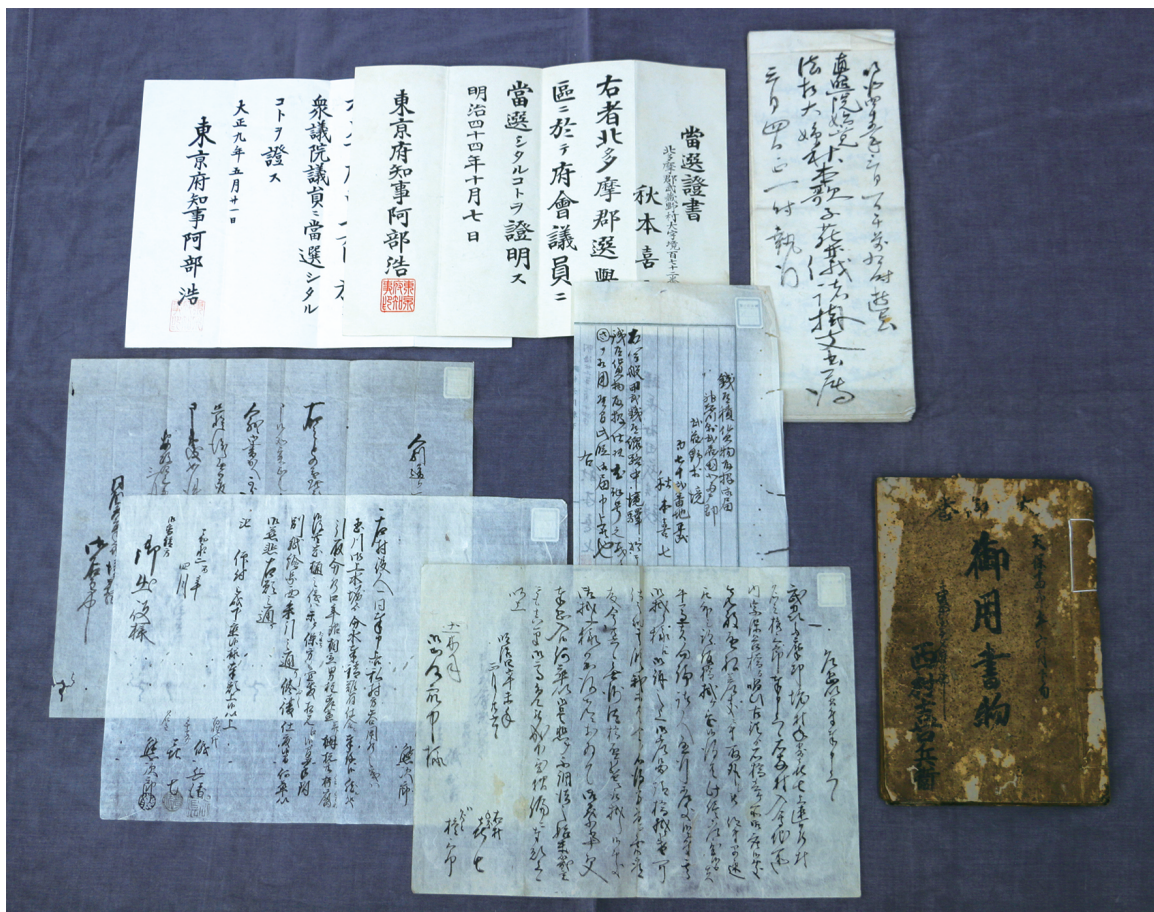


武蔵野ふるさと歴史館だより

第4号

新指定の文化財

秋本家文書



境の秋本家に伝来した総点数8274点の史料群です。

秋本家文書は、江戸時代には境村の村役人を勤め、明治期以降には境村村会議員、武蔵野村長、東京府会議員、衆議院議員を勤める一方、甲武鉄道境停車場の誘致運動を担った秋本喜七代に及ぶ秋本家に関する史料です。境の歴史はもちろん江戸東京の近郊地域を考察するうえで、質・量ともに豊富な史料群として、本年7月1日、武蔵野市指定文化財になりました。

秋本家文書の主要なものは『武蔵野市史 続資料編十～十三』に掲載されています。

目次

[新指定の文化財] 秋本家文書	1
遠山景光と千町野開発	2
境村村名考 ～武蔵野をめぐって～	4
境村の検地帳と村の構成	6
市歴史公文書と地図にみる武蔵野市域の大字と小字、その境界 - 吉祥寺編 -	10

遠山景光と千町野開発

京都大学大学院人間・環境学研究科博士課程
武蔵野ふるさと歴史館 特別研修員 夏目 宗幸

江戸初期の武蔵野市域は、千町野、牟礼野、札野などと呼称¹され、幕府の茅場であり、鷹狩や砲術試験を行う軍事演習場として利用された「野」の一部であった。千町野の性質が変化し、人々の定住空間に変化する時期が17世紀中盤であった。明暦3年(1657)の明暦の大火や明暦4年(1658)の吉祥寺大火後の江戸の市区改正によって拡大した武家地の影響を受け、万治2年(1659)、土地を失った江戸市民の替地を千町野(牟礼野)に定めたことから定住者が現れた。千町野の性質の変化は、江戸市内における武家地確保の必要性和江戸市内の茅需要の減少という条件が合致したことによる²。

一方、江戸近郊には、千町野の他にも駒場野（現・目黒区）や徳丸原（現・板橋区）など、開発以前の千町野と近い利用がなされた地域が存在していたが、これらの地域に開発の手が入ることはなかった。つまり、千町野の開発は、千町野単体でみれば自然の成り行きと見えるが、他地域と比較した場合、なぜ千町野が江戸市民の替地として選定されたのかは疑問である。

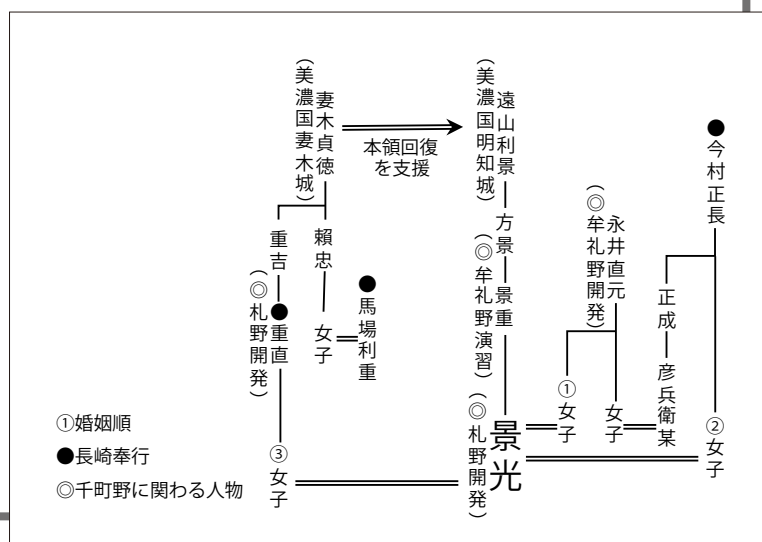
本稿はこうした疑問を踏まえ、主として当時の武家社会の血縁関係や姻戚関係を詳察することをとおして、その要因を考察する。具体的には、江戸中期に遠山景元を輩出する、明知遠山家の遠山景光と近親者達の人物像を観察し、千町野開発の経緯を明らかにする。

千町野（牟礼野）開発の第1段階は、万治2年(1659)の江戸市民の移住であり、その結果として、寛文4年(1664)には、江戸の町名を冠した吉祥寺新田、西窪新田、連雀新田が成立した。続く第2段階では、寛文9年(1669)妻木重直の監督のもとに進められた武蔵野開発の一環として、関村（現・練馬区関町）百姓の八郎右衛門が主導し、残りの千町野（札野）開発が進められた³。この開発により、大宮前、牟礼前、連雀新田前、関前の地割が行われている。この第2段階の開発に伴って作成された「御札野新田村々方々へ相渡シ申覚帳」⁴には、大宮前に土地を割渡された20名の武家の名前が記載されている。『寛政重修諸家譜』（以下、『寛政譜』）によれば、彼らの多くは、民政関係に明るい人物が多く、中でも妻木重直、松浦信貞、金丸又三郎は、関東地方の新田開発を主導した武家である⁵。

この20名の武家の筆頭に名前が記載があるのが遠山景光⁶である。遠山景光の石高は900石であるにも関わらず筆頭であり、3000石の妻木重直や、同じく3000石の松浦信貞を差し置いて前に書かれている。名前の順は、身分の高低とは無関係である。また、実際の屋敷地の並びに基づく順序と解釈すれば、代官屋敷地と、武蔵野全域の開発を主導した妻木重直の屋敷地に挟まれる位置に屋敷地を持っていたことになる。さらに、開発の貢献度による順序という点から見れば、筆頭名であることから、20名の武家の中で最も貢献した人物ということになる。何れにしても遠山景光という人物は、千町野開発における重要な役割を担っていたものと推定される。

『寛政譜』によれば、遠山景光は、慶安元年(1648)に徳川家光に拝謁した後、最終的に上総国埴生郡、山邊郡に900石を知行し、宝永8年(1711)に80歳で死去しており、書院番という将軍に近い立場に

図1 遠山景光関連家系図



あった。

図1は『寛政譜』から作成した遠山景光に関連する家系図である。表1は関連する出来事を時系列に並べたものである。図1、表1によれば、遠山景光の父、遠山景重は、慶安3年(1650)の時点で千町野(牟礼野)との関わりを有している。前述のとおり、千町野(牟礼野)開発は、万治2年(1659)の江戸市民の移住によって始まる。慶安3年(1650)の時点は、幕府による鷹狩や大砲の試射などが行われる軍事演習場としての役割を担っていた時代である。慶安3年(1650)にオランダ

東インド会社が持ち込んだ臼砲の試射を実施した時の参加者は、『慶安日記』(東京大学史料編纂所)によれば、牧野親成、井上政重、柘植宗次、田付景利の名前がある。加えて『視聴日録』(東京大学史料編纂所)には、内田正信、北条正房、そして遠山景光の父、遠山景重の名前がある。『酒井家編年史料稿本』(東京大学史料編纂所)によれば、遠山景重は、正保元年(1644)と慶安2年(1649)の2度、徳川家光の使者として酒井忠勝の鷹場まで出向いており、慶安2年(1649)のときには鷹の貸与まで行っており、鷹狩や鷹場における差配に詳しい人物であった。『史料綜覧』(東京大学史料編纂所)によれば、徳川家光は、寛永2年(1625)と寛永15年(1638)と千町野(牟礼)にて放鷹しており、千町野で行われる鷹狩に遠山景重も参加していたと想定される。従って臼砲の試射の際は、千町野の土地の状況に詳しい人物としての役割を担ったと考えられる。

つぎに、遠山景光自身の姻戚関係である。遠山景光は、生涯において3名の妻がおり、最初の妻は永井直元の子である。その後、長崎奉行の経験者の今村正長の女子を後妻としている。その経緯は不明であるが、今村家と永井家同士も、姻戚関係にあることから、遠山景光は永井家とは良好な関係を保ったまま、後妻を今村家から迎えたものと思われる。『柳営日次記』(国立公文書館内閣文庫)によれば、万治2年(1659)の江戸市民の千町野(牟礼野)移住は、普請奉行と道奉行に任されたとされる。そして永井直元は、『寛政譜』によれば、承応元年(1652)から寛文元年(1661)までの間、普請奉行職に就いている。つまり、万治2年(1659)の江戸市民の牟礼野移住計画を主導する立場にあった人物の一人と考えられるのである。

遠山景光はその後、妻木重直の女子を3番目の妻としている。こちらも経緯は不明であるが、遠山家と妻木家は、両家とも出自は美濃国東部であり、戦国期から親しい関係にあった。特に遠山利景と遠山方景の代に行われた東濃の戦い⁷においては、妻木貞徳と妻木頼忠の共闘支援によって、遠山家念願の旧領回復に成功した経緯もあり、遠山家と妻木家の間には強固な絆が存在していたと考えられる。『寛政譜』によれば、妻木重直は長崎奉行の経験を持ち、武蔵野、笠懸野(現・群馬県)、椿海(現・千葉県)などの関東各地において新田となすべき地を巡検した。大宮前の屋敷割では、遠山景光の隣に名を連ねた。

以上、遠山景光を中心とした人物達と千町野開発の関わりを概説した。17世紀中盤における千町野の開発の質的变化に応じて、時代区分すると以下の3期に分割され、それぞれに遠山景光と血縁関係や姻戚関係で最も近い人物達が深く関わっていることが判明する⁸。

第1期 茅場及び軍事演習場期 一万治2年(1659)迄 (父、遠山景重)

第2期 江戸市民の宅地供給期 一万治2年(1659)以降 (1番目の舅、永井直元)

第3期 新田開発期 一寛文9年(1669)以降 (3番目の舅、妻木重直)

現存する文書史料からは、この3期の何れの時期においても遠山景光による開発への主導的関与を示す証拠は見つからない。しかし、千町野開発における遠山景光の周囲の人々の深い関与が明らかになったことで、寛

年号	関連事項
天正11年(1583)	遠山利景、三河国へ脱出し明知城落城。
慶長5年(1600)	遠山利景、妻木貞徳らとの共闘により明知城奪還。
寛永10年(1633)	今村正長、仮の長崎奉行に着任。
寛永13年(1636)	馬場利重、長崎奉行に着任(1652年まで)。
慶安3年(1650)	遠山景重、牟礼野にてオランダ東インド会社の臼砲試射に参加。
明暦3年(1657)	江戸にて、明暦の大火。
明暦4年(1658)	江戸にて、吉祥寺大火。
万治2年(1659)	永井直元、牟礼野への江戸市民移住を実施。
万治3年(1660)	妻木重直、長崎奉行に着任(1662年まで)。
寛文4年(1664)	吉祥寺新田、西窪新田、連雀新田にて、検地実施。
寛文9年(1669)	妻木重直、武蔵野にて新墾の地を探索。
寛文10年(1670)	妻木重直と遠山景光、札野新田割渡しにより大宮前に土地所有。

表1 関連項目年表

文10年(1670)の「御札野新田村々方々へ相渡シ申覚帳」の筆頭に遠山景光の名前があることの解釈として、遠山景光こそ千町野開発の推進に、欠くことのできない影の立役者であった可能性を指摘できる。

【註】

- 1 文書によって呼称にばらつきがあり、それぞれの範囲も厳密に一致しない領域の可能性もある。ただし本稿では、おおよそ現在の武蔵野市と三鷹市と杉並区の一部を含む同一地域として扱う。地名表記は、統一して千町野と表記し、必要に応じて（ ）内に文書史料における呼称を補足する。
- 2 松本剣志郎『江戸の都市化と公共空間』塙書房 平成31年(2019)。
- 3 『武蔵野市史続資料編六』「妻木重直書状」寛文9年(1669)。
- 4 『武蔵野市史続資料編六』「御札野新田村々方々へ相渡シ申覚帳」寛文10年(1670)。
- 5 彼らの来歴に関しては、『武蔵野市史』に詳しい。
- 6 「御札野新田村々方々へ相渡シ申覚帳」における表記は、遠山忠三郎である。『寛政譜』によれば、この時期の遠山家当主は、初代遠山景重、二代遠山景光、三代遠山景秀の三代にわたり、忠三郎を名乗った。ただし、初代遠山景重は寛文9年(1669)に死去しており、三代遠山景秀は、寛文12年(1672)の御目見で若年であることから、寛文10年(1670)時点において、屋敷を与えられたのは、2代遠山景光と考えられる。
- 7 関ヶ原の役に伴って行われた美濃国東部における一連の戦闘をさす。
- 8 遠山景光の周囲は、父景重の臼砲試射の参加に加え、2番目の舅の今村正長、3番目の舅の妻木重直とその姻戚関係の馬場利重は、長崎奉行の経験者である。西洋文化や技術に精通しやすい周囲の環境に恵まれている。

境村村名考 ～武蔵野をめぐる～

武蔵野ふるさと歴史館 学芸員 米崎 清実

武蔵境の村名の由来は諸説ある。文献で確認できるのは、『武蔵野町誌』（昭和5年12月、太陽新報社）の代官命名説と擬出雲境説、藤原音松『武蔵野史』（昭和23年、武蔵野市役所）の境本絺馬太夫説の3説である。境本絺馬太夫説は、その後、藤原音松が執筆した『武蔵野市』（昭和28年、武蔵野市役所）に継承され、『武蔵野市史』（昭和45年、武蔵野市役所）においても紹介されている。以下、3つの説を紹介しよう（わかりやすくするために表現方法や旧字を新字に改めた。境本絺馬太夫説については、『武蔵野市』からの引用）。

代官命名説

保谷村より移住してきた下田一族が次第に台頭して先に住んでいた六人衆を圧迫し、遂に三右衛門が名主になった当時のこと、村人の間で村名を決める協議が行われた。その際、下田三右衛門等は村名を「三右衛門新田」とするよう主張し、一方の六人衆等は村名を「出羽新田」とすることを主張し、双方ともに譲らなかった。そこで、当時の代官野村彦太夫が仲裁に入り、両説を撤回せしめた上、その中間をとって「堺」（後に境）と命名した。

擬出雲境説

鎮守杵築神社は出雲国の境に在る出雲大社の末社であるし、且つ同社は当村形成の恩人松平出羽守が氏神として府中より分社したものから、杵築神社の祭神を崇拝する念が自ずと農民たちに浸透して、誰言うことなく村名になった。

境本絺馬太夫説

境は現在の中央線の南側と北側とで開墾の事情が違ふ。北側の玉川上水沿いは保谷村の出百姓下田三右衛門によって開墾された。南側の由来は、秋本敏男氏所蔵の正一位武蔵野境本稻荷宮の棟札によって明らかである。武蔵野境本稻荷宮は、現在の日本獣医生命科学大学の正門前、即ち杵築大社の北側にある小祠にすぎないが、この稻荷宮と杵築大社々地を含む拾貳町四方の地域は、松平出羽守直政の御用意屋敷であった。出羽守は、彼

の領地である出雲の杵築社を屋敷内に勧請して祀ったもので、直政は次子秀康の第三子で家光に仕えた。彼の死後、貞享年中（1684-87）御用意屋敷を廃する時、屋敷を預かっていた境本絺馬太夫が長百姓となって開墾を始めたのが起源で、境本の本を省いて境新田といったが、享保以後は境村となった。

代官命名説、擬出雲境説については、『武蔵野町誌』においても「両説とも確実なる根拠を有するものではなく、単に伝説乃至憶測に過ぎず、各々疑問の点も有して居る」と記されているように、史料的根拠を欠いている。また、境村は延宝6年(1678)に代官野村彦太夫による検地を受けており、当時から幕府領であった。出雲松平家と関わりが深かったことは出雲松平家文書には見えるものの、貞享年間に開墾を始めたという境本が村名の由来になったとは考えづらい。藤原音松は、境という村名と境（村）における本村という字名を接続して境本村としたのではあるまいか。

村名の由来については誰しもが関心を寄せるところである。しかし、一般的にそれを明らかにできる史料は無く、村名の由来を探究することは難しい。境村についても同様である。しかしながら、改めて境村の村名の由来を検討することは、江戸前期における武蔵野や武蔵野の新田開発を考えるうえで意味があると考えられる。結論から言うと、境村の村名は、「武蔵野との境」に由来しているのではないかとと思われる。幕府が公的に認めた村、つまり年貢諸役を負担する百姓が居住する領域と原野である武蔵野との境（境界）にある村落ということから来ているのではないか。

周知のように、武蔵野市域の四村（吉祥寺村、西久保村、関前村、境村）は、17世紀半ばに編纂された『武蔵田園簿』に村名が記されていない。いずれも江戸前期の開村である。この内、境村の開村の経緯や位置づけは、吉祥寺村、西久保村、関前村とは異なっていた。第一に村の景観である。吉祥寺村などは現在の五日市街道から南北に短冊型の地割である。短冊型の地割は新田村落に特徴的なものであるが、境村はそのような地割ではなく、大まかに村内が3つの集落に分かれていた。第二に生活環境である。吉祥寺村、西久保村、関前村（後に享保元文期に開発された関前新田を除く）では、玉川上水からの分水は認められていなかったが、境村は玉川上水からの分水を引いていた。第三に村の位置である。開村当初の境村は玉川上水の南側に位置する。また、江戸後期の『新編武蔵国風土記』には四村いずれも野方領に含まれるものの、延宝6年(1678)や貞享4年(1687)の検地帳の表紙には「府中領境新田」と記されているように、境村は江戸前期には府中領だった。検地についても吉祥寺村、西久保村が寛文4年(1664)、関前村が寛文12年(1672)に受けているが、境村の当初の検地は府中領の多くの村と同様に延宝6年(1678)3月に野村彦太夫により受けている。

一方、当時の武蔵野はどのような範囲と認識されていたのであろうか。江戸後期に幕臣の向山誠斎が編集した「蠹余一得」（国立公文書館内閣文庫所蔵）には、寛文期の武蔵野検地に関する記載がある。それによれば、武蔵野惣高は十万九千百八十六石余、他に川越領と入組む三万八千四百十七石余の地蔵野も武蔵野に含むとされ、野回りは、南原野回り、北原地蔵野、小川新田、砂川新田、下石原新田、松野五カ所を合わせた四十九里七丁二十四間と記される。

この内、小川新田や砂川新田は小川村、砂川村となる当時の新田村域であろう。松野五カ所は「関村之八郎右衛門と申野守之百姓二其元二而被仰付」場所で、いわゆる井口家を中心に開発が進められた札野と見られる。南原野も同様に具体的には明らかなではない。しかし、その野回りは三十里三十丁五十九間と、武蔵野の惣野回りの6割を占める広大な場所として記されている。つまり、南原野回りを除く、北原地蔵野など5箇所の野回りが惣野回りの4割を分けており、各所に分かれていたことがわかる。北原地蔵野については、前述したように、川越藩領と入り組む地域であるが、具体的には明らかなではない。元禄期に柳沢吉保により開発された三富新田は「地蔵林」と呼ばれていたもので、その付近とも推測できる。下石原新田はその名称から甲州道中下石原村の近隣の地域と見られる。

当時の武蔵野は、広大な一円的な地域というよりも、南原野を中心としつつ、新田村や各地に所在した原野

を指していたことがわかる。そして、それら武蔵野が開発されたものが、享保元文期に開発されたいわゆる武蔵野新田だったのだろう。

江戸後期の絵図にも武蔵野を示すものがある。「武蔵野小金井桜順道絵図」には、関前新田のあたりに「朱引ノ内武蔵野新田入口ナリ」と記されるとともに朱引がされている。朱引から西側には、関前新田、上保谷新田、境新田、梶野新田、関野新田など、いわゆる享保元文期に開発された武蔵野新田が続く。その朱引の玉川上水の対岸に位置する境村は、まさに武蔵野新田に接する武蔵野新田入口と認識されていたとしてもおかしくない。以上のことから、境村の名称は、武蔵野との境に由来すると考えてみたい。

境村の検地帳と村の構成

武蔵野ふるさと歴史館 林 明日子

はじめに

現在の武蔵野市域は、江戸時代に開発された吉祥寺、西窪、関前、境の4カ村が発展したものだが、短冊形と言われる細長い地割に特徴がある前者3地域に比べ、境村についての地割の状況は明らかにされていない。ここでは、今年市指定文化財に指定された秋本家文書などを見ながら、境村の成立ちや構成を見て行きたい。

※秋本家は境村の年寄を務めた家柄で、その文書は『武蔵野市史 続資料編 十～十三』としてまとめられている。以下、同書掲載文書には（十-xxx）のように巻と文書番号を記す。

（1）「境村」「境新田」の成立過程と検地帳

『武蔵野市史 続資料編十 秋本家文書一』には、江戸時代の検地帳・高反別帳類が12点掲載されている。その内、最初の「延宝6年3月 武州多摩郡府中領境新田御検地水帳」（十-275）以降、「延宝6年3月 武州多摩郡府中領境新田村屋敷付除敷御検地帳」（十-276）、「天和3年12月 武州府中領之内境新田新畑屋敷改帳（明治5年8月写）」（十-277）、「貞享4年8月 武蔵国府中領境新田村新畑改帳（明治5年8月27日写）」（十-278）、「元禄3年12月 境新田新開畑改帳（明治5年8月写）」（十-279）、「元禄5年9月 境新田申之新開畑検地帳（明治5年8月写）」（十-280）、「享保9年5月 武蔵野開発反別割渡之事」（十-281）、「元文元年12月 武蔵国多摩郡境村新田検地帳（明治5年8月写）」（以下「元文元年 境新田検地帳」）（十-282）までの8点が境村成立期のものである。※なお、上記中、（十-281）以外は写しであるため、注意を要する。また、（十-277）については、一筆目が「同所」から始まっているが、帳面の2枚目が裏表逆に綴じられ、八筆目の「宮前」が一筆目である可能性がある。

境村は延宝6年（1678）の検地で「境新田」として成立したが、元文元年（1736）の武蔵野新田全域で行われた検地により、新たに「境新田」が誕生し、これ以前の「境新田村」は「境村」となった。つまり元文元年より前の検地帳類に記された「境新田」は、以後の「境村（本村）」を指すことになり、留意が必要である。ともあれ、これにより「境村」と「境新田」を合わせ、現在の境地域の原型が成立したことになる。

上記の検地帳類を整理すると、「境村（本村）」は図1のように、成立時の「延宝6年3月 武州多摩郡府中領境新田御検地水帳」（十-275）以降、元文元年の「境新田」誕生までに新たな検地帳がたびたび作られており、小刻みに開発が進んでいったようである。しかし、これらに記された地所名や、記載項目は統一されておらず、斗代もほぼ無く詳細がつかみにくい。

対して「境新田」は、上記の「元文元年 境新田検地帳」（十-282）で地割ごとの所在地（字名）、畑地の等級、反別、高、面積、名請人や斗代（石盛）が詳細に確認できる。

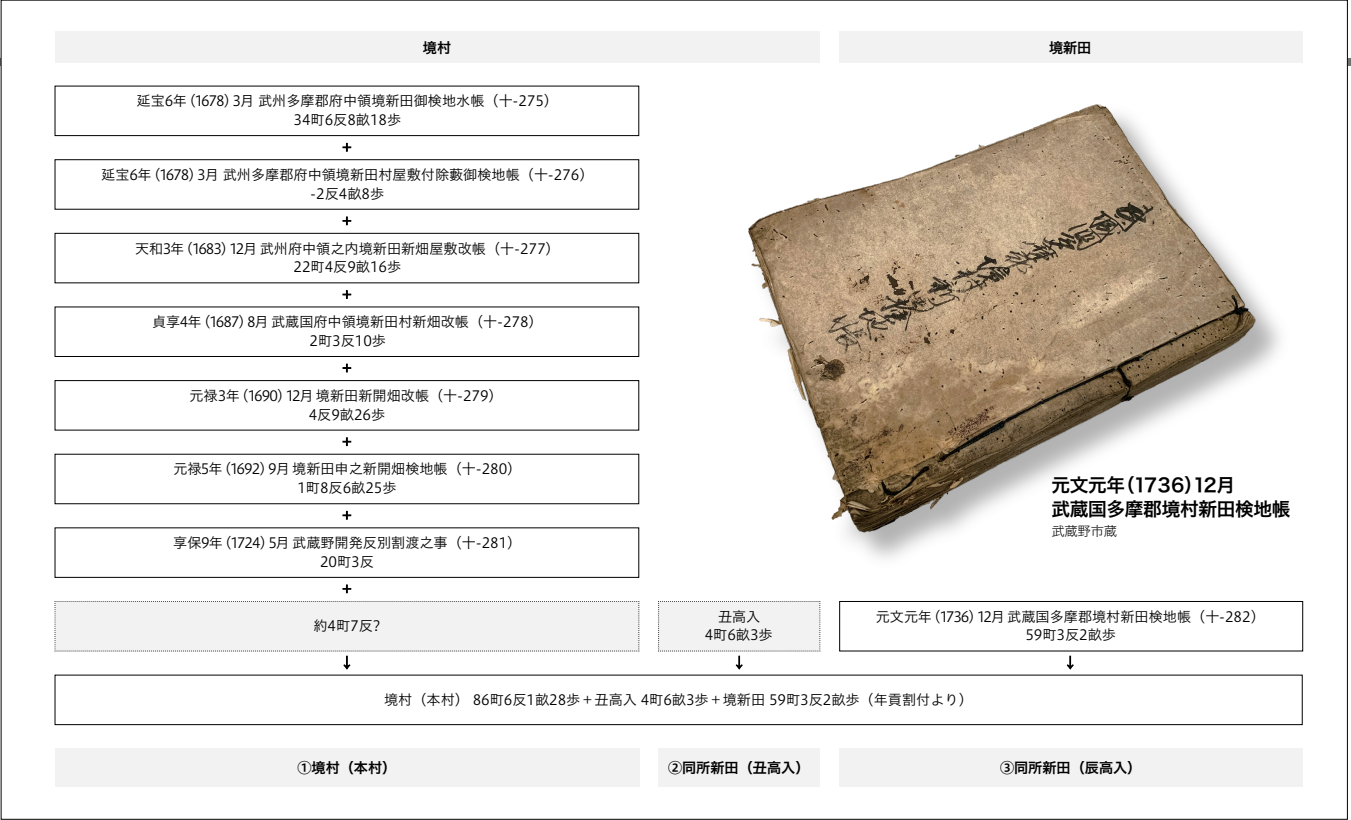


図1 境村 検地帳類経過

(2) 村の構成

さらに村の詳細を知る手掛かりとして、「明治2年9月 反別取調絵図面江書写覚帳」(以下「明治2年 反別覚帳」)(十-286)がある。この覚帳では、境地域は大まかに「境村」と「境新田」の2つに分けられているが、さらにそれぞれに属する字ごとの畑の等級、反別が記載されている。表1でまとめたとおり、「境村」は壹番 水吐境村、貳番 本村、三番 南台、四番 西ノ原、五番 三家、六番 丑高入の6つ(その他 七番 玉川御上水縁通り 芝野銭場、八番 杵築大社御除地)、「境新田」は壹番 本村南、貳番 西ノ臺、三番 西ノ窪、四番 御上水端、五番 田無前の5つ(その他 第六天社地、死馬捨場)の字で構成されている。

「元文元年 境新田検地帳」(十-282)でも「境新田」側の同じ字名(本村南、西ノ臺、西ノ窪、御上水端、田無前)を確認できることから、これらの字名や構成は、当時からのものと思われる。反別合計、内訳が「明治2年 反別覚帳」(十-286)ともほぼ一致していることから見ても、「境新田」では成立時から明治2年までに大きな変化はなかったようである。(なお、『続資料編十』掲載の「元文元年 境新田検地帳」(十-282)は明治2年の写しであ

表1 境村反別

字			屋敷	上畑屋敷	中畑屋敷	下畑屋敷	下々畑屋敷	上畑	中畑	中ノ下畑	下畑	下々畑	野畑	林畑	帳面記載合計			
			計(反)	計(反)	計(反)	計(反)	計(反)	計(反)	計(反)	計(反)	計(反)	計(反)	計(反)	計(反)	合計(反)	町	反	畝
①	壹番	境村	水吐境村	1.093	0.397			0.223	4.843	10.110		14.487	195.147		226.300	22	6	4
	貳番	境村	本村	0.750	0.283	0.083		0.150	3.687	7.600		10.760	144.977		168.290	16	8	2
	三番	境村	南台	0.740	0.317	0.183		0.483	3.653	7.613		10.330	146.647		169.967	16	9	20
	四番	境村	西ノ原				0.183	1.567				11.733	83.373		96.857	9	6	17
	五番	境村	三家				0.467	2.500				22.270	179.347		204.583	20	4	5
	六番	境村	丑高入									5.930			40.610	4	6	3
②	七番		玉川御上水縁通り 芝野銭場							10.780	23.900				0.000	1	1	25
	八番		杵築大社御除地												0.000	19	6	
③	壹番	境新田	本村南								49.730		34.370	23.980	108.080	10	8	24
	貳番	境新田	西ノ臺	0.740					2.100	2.920	101.210		8.870	21.930	137.770	13	7	21
	三番	境新田	西ノ窪						5.870	15.490	56.900		13.020	16.970	109.250	10	9	2
	四番	境新田	御上水端	1.000					6.450	4.270	37.490		1.580	20.950	71.740	7	1	7
	五番	境新田	田無前	1.040					5.310	12.710	65.740		49.500	32.070	166.370	16	6	3
			第六天社地												0.000	1	2	14
			死馬捨場												0.000	7	24	
				6.363	0.997	0.267	0.650	4.923	12.183	45.053	46.170	404.550	755.420	107.340	1,499.817			1,530.697

「明治2年9月 反別取調絵図面江書写覚帳」(十-286)より作成 ※比較のため、合計は反で統一

表2 各地区の反別合計と年貢割付反別比較

表1の各地区反別合計

①境村	2.583	0.997	0.267	0.650	4.923	12.183	25.323		69.580	749.490			865.997				866.193
②境村 丑高入								10.780	23.900	5.930			40.610				40.610
③境新田	3.780						19.730	35.390	311.070		107.340	115.900	593.210				593.210

年貢割付記載反別

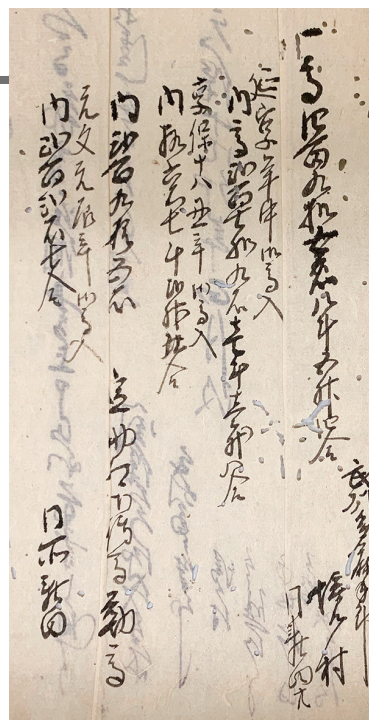
①「境村(本村)」															86	6	1	28	866.193
②「同所新田(丑高入)」															4		6	3	40.610
③「同所新田(辰高入)」															59	3	2		593.200

年貢可納割付之事(十-370~389)などより作成

るが、近年、原本が見つかっており、それによって数字や脱字などを重ねて確認することができた。）

上記のように大まかに2つに分けられていた境村だが、「天保14年1月 天保14卯年村高取調帳」（十-283）を見てみると、「境村（延享年中御高入）」「同新田（享保18丑年御高入）」「同所新田（元文元辰年御高入）」の3つの地域に分けて計上されており、「新田」が2カ所登場する。天明8年（1788）から明治2年（1869）にかけての一連の年貢割付状（十- 370～389）でも、境村は①「境村（本村）」、②「同所新田（丑高入）」、③「同所新田（辰高入）」の3つに分けて高や反別が記載されており（史料1・表2）、それぞれ高279石1斗1升8合・反別86町6反1畝28歩、16石7斗2升9合・反別4町6畝3歩、202石7合・反別59町3反2畝歩である（この構成と数字は、約80年間全く変動がない）。

この3つの部分をそれぞれ確認してみると、年貢割付の①「境村（本村）」部分は「明治2年 反別覚帳」（十-286）記載の水吐境村、本村、南台、西ノ原、三家の5つの字の反別合計と合致しており、また反別や地名から見て、「境村」の「六番 丑高入」が年貢割付の②「同所新田（丑高入）」に該当すると思われる。



天保14年1月 天保14卯年村高取調帳
(十-283)

残る③「同所新田（辰高入）」については、同じく「明治2年 反別覚帳」（十-286）の「境新田」の5つの字の反別合計や、「元文元年 境新田検地帳」（十-282）に記載の反別合計と合致することから、この検地帳記載分がこの箇所にあたると思われる（元文元年は辰年）。

ただ、「境村（本村）」側の村成立期の検地帳類の反別を全部足し上げても、年貢割付の①「境村（本村）」部分の合計86町6反1畝28歩には4町7反歩ほど足りないようである（図1）。前出の「天保14年1月 天保14卯年村高取調帳」（十-283）によると、「境村（本村）」部分は「延享年中御高入」となっているため、その時分（1744～48年）に全域の検地が完了したということだろうか。

②「同所新田（丑高入）」の反別4町6畝3歩についても、同村高取調帳（十-283）によると「享保18丑年御高入」となっているが、これに該当する検地帳は見当たらず、どのような経過で「境村」に組み込まれ、また「本村」と分けて年貢を割り付けられていたのかは不明である。

③		②		①	
(以下略)	右同断	右同断	右同断	検見取	武蔵国多摩郡
	一 高貳百貳石七合	一 高拾六石七斗貳升九合	一 高貳百七拾九石壹斗壹升八合	一 高貳百七拾九石壹斗壹升八合	境村
	此反別五拾九町三反貳畝歩	此反四町六畝三歩	此反別八拾六町六反壹畝廿八歩	此反別八拾六町六反壹畝廿八歩	皆畑
	此取永拾壹貳百貳拾文	此取永貳貳百貳拾四文六分	此取永三拾八貫四百四拾八文壹分	此取永三拾八貫四百四拾八文壹分	同所新田
辰高入		丑高入		丑御年貢可納割附之事	
同所新田		同所新田		皆畑	

史料1 嘉永6年10月 丑御年貢可納割附之事（本村・新田）（十-381）

ような経過で「境村」に組み込まれ、また「本村」と分けて年貢を割り付けられていたのかは不明である。

（3）土地の等級・名請人

各地域について、さらに詳細を見てみよう。「元文元年 境新田検地帳」（十-282及び原本）からは「境新田」の名請人が91名とわかり、そのうち屋敷地を持つのは19名で、屋敷は字本村南には存在しない。その他は中畑、中ノ下畑、下畑、野畑、林畑で構成されている。

「境村（本村）」については、名請人が確認できる延宝6年（1678）から元禄5年（1692）の検地帳をほぼ同一期のものととらえると、重複を省き全部で47名の名が見られる。屋敷地は16カ所（名請人は計15名）となっているが、天保14年（1843）の年貢割付（十-376）には、「明治2年 反別覚帳」（十-286）にも見られる上畑屋敷、中畑屋敷、下畑屋敷、下々畑屋敷という新たな等級が現れる。これは同等の畑の一部が屋敷地に替えられたもののようで、双方の高を合わせるとの元々の畑の合計高に合致する。

なぜか「明治2年 反別覚帳」（十-286）では分割表示されていないが、「境新田」側にも同じ頃から中畑屋敷、中ノ下畑屋敷、下畑屋敷、野畑屋敷、林畑屋敷が存在したようである（十-376）。同じく『続資料編十』掲載の「村差出明細書上帳」（十-419）によると、この頃には「境村（本村）」の家数は89～90件、「境新田」は35件となっており、そのままの数で幕末まで続いている。開村から160年余が経過し、分家などが行われて家数も増え、屋敷地の必要性が高まっていたことが推察される。

また「境村（本村）」の耕地については、下畑以上の反別やその合計が、成立時の延宝6年（この帳のみ畑の等級の記載有り）と明治2年分がほぼ合致するので、「境村（本村）」で後に加わったのは大部分下々畑であったと思われる。そのためか圧倒的に下々畑が多く、5つの字とも85%以上に達している。「境新田」にはある中ノ下畑は、こちらには存在しない。対して「境新田」には下々畑は存在せず、下畑が全体の52%を占め、「境村（本村）」には存在しない野畑や林畑が合わせて37%ほどになる。隣接しながら、二つの地域の土地柄はかなり異なっていたようである。上畑は「境村（本村）」の水吐境村、本村、南台にそれぞれ2%ほどしか存在せず、中畑は「境村（本村）」より「境新田」の方が若干割合が高い。ついでながら、②「同所新田（丑高入）」は中ノ下畑、下畑、下々畑から成り、「境村（本村）」と「境新田」の中間的要素から成る土地柄であったようである（図2）。

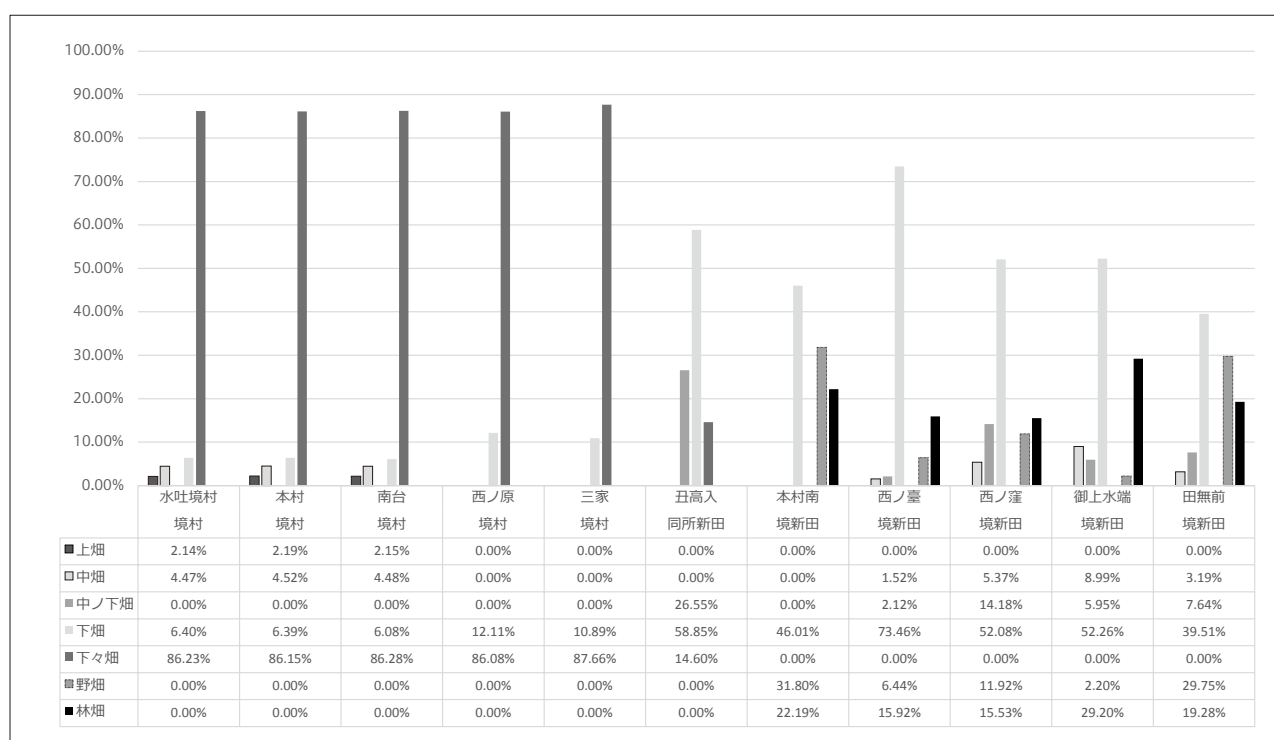


図2 明治2年9月 字別畑地面積比率(%) ※(十-286)より作成

「境村（本村）」側の検地帳類では明確でなかった斗代については、「明治2年5月 御割附写書上帳（本村・新田）」（十-389）などで確認できる。屋敷は「境村（本村）」が十斗代、「境新田」は九斗代と「境村（本村）」側が高く設定されているが、中畑については「境新田」側のほうが高い。また、「境村（本村）」の下々畑は三斗代で、「境新田」の林畑・野畑の二斗代より高い評価となっている。

むすび

以上のように、秋本家文書を中心にしながら、境村の成立過程や構成を整理してみた。大まかに「境村（本村）」と「境新田」の2つの地域から構成されており、「境村（本村）」は水吐境村、本村、南台、西ノ原、三家、そして丑高入、「境新田」は本村南、西ノ臺、西ノ窪、御上水端、田無前の字が存在した。同じ村内でも、地区によりその成り立ちや土地柄にはかなりの相違があったようである。それぞれの字や領域を現在の地図上で明示できればさら

に興味深いのだが、残念ながら当時の境の絵図は見つかっておらず、また明治8年(1875)の地引絵図「第11大区4小区境村・同新田全図」などに記載された明治時代以降の字名と合致しない箇所が多数で、場所の特定は難しい。それについては今後の課題としたい。

市歴史公文書と地図にみる武蔵野市域の 大字と小字、その境界 - 吉祥寺編 -

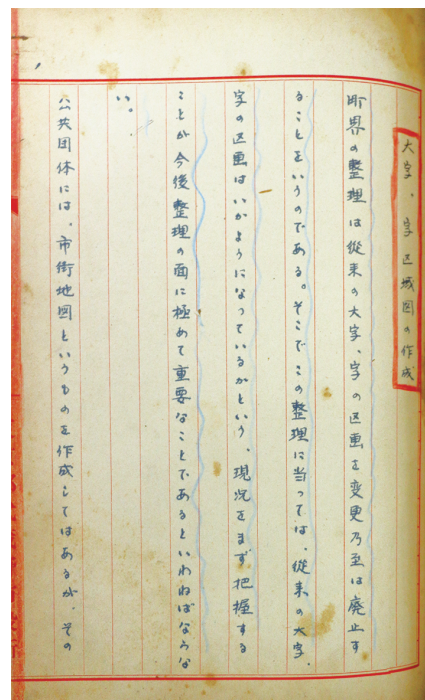
國學院大學大学院 文学研究科伝承文学コース 博士課程前期

武蔵野ふるさと歴史館 特別研修員 奥田 美優

はじめに

武蔵野市域は明治22年(1889)4月1日、吉祥寺村、境村、関前村、西窪村に境と関前の新田、井口新田飛地を加えて発足した武蔵野村の境域から変わらないとされている^(※1)。旧四か村の名称はかつての武蔵野村に大字として名称が残され、現在の町名でもその名残を確認することができる。

一方で、旧四か村内の小字については、大まかな場所と名称は判明しているものの^(※2)、具体的にどの範囲が其々の小字を指すのか今まで明確にされていなかった。そこで、武蔵野市歴史公文書内の「大字・字区域図の作成」^(※3)と『武蔵野村地番図』（大正14年(1925)9月製図）^(※4)、その地番と現在の番地を照らし合わせた資料である『住居表示新旧対照表』^(※5)を用いて、かつての大字・小字がどこに位置し、何が其々の境界となっているのかを明らかにする。また、道路番号を確認するために、「武蔵野市道路線番号図」^(※6)を参照した。道路の通称名については「武蔵野市文化財散策マップ」^(※7)記載の名称を使用した。

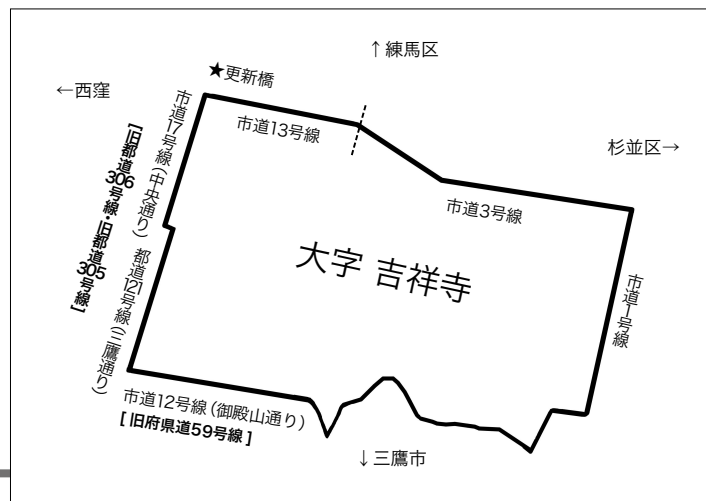


大字・字区域図の作成

○大字「吉祥寺」

大字「吉祥寺」は本田北（ホンデンキタ）、本田南（ホンデンミナミ）、野田北（ノデンキタ）、野田南（ノデンミナミ）、中道南（ナカミチミナミ）、御殿山（ゴテンヤマ）、八丁（ハッチョウ）という小字を擁する^(※8)。

図1 大字吉祥寺の境界



大字「吉祥寺」の境界について見てみよう(図1)。東側の境界は杉並区と接し、その境界は現在の市道第1号線である。北側は杉並区と練馬区に接しており、「大字・字区域図の作成」^(※9)によると「千川上水更新橋より端を発し東へ千川上水を境にして北裏橋へ至り」とあるため、更新橋から東へ向かう市道第13号線の一部、市道第3号線を境としていたことがわかる。また西側は同文書内において「都道第三百六号線及び都道第三百五号線を通り三鷹市に達する線を境界

として、大字西窪と接しておる」との記述を確認することができ、これらの都道は、現在の市道第17号線と都道第121号線の一部（通称：中央通り、三鷹通り）である。南側は「玉川上水によって三鷹市と接し、府県道第五十九号線（駒沢―吉祥寺）いわゆる公園通りの東方、玉川上水より北進する道路を経て井之頭公園北部を通り」とあるため市道第12号線（通称：御殿山通り）とそのまま同公園の北側を通して市道第1号線へ出るような境界線であったことがわかる。

大字吉祥寺の小字の位置と境界について見てみよう（図2）。

○小字①本田北

本田北は「東部および北部は武蔵野市の境界となっており、杉並、練馬区域とも接し、西部は都道百二十二号線（板橋―吉祥寺）の道路で野田北の小字と接し、南部もまた都道第四号線（五日市―東京線）をもって本田北との境界としている。」

とある。東側及び北側の境界は大字「吉祥寺」のものと同一であるが、西側の境界である「都道百二十二号線」は現在の都道第113号線と都道第116号線（通称：吉祥寺通り）のことで、南側の「都道第四号線」は主要地方道7号線（通称：五日市街道）である。

○小字②本田南

本田南は「東部は杉並区、南部は三鷹市とを境界とし、北部は本田北に接続し、西部は野田北及び中道南と隣接し、その境界は都道第三十六号線（戸塚―吉祥寺線）通称公園通りとしている。」

とある。東側と南側は大字「吉祥寺」との、北側は小字「本田北」との境界である。西側の境界とされる「都道第三十六号線（戸塚―吉祥寺線）」は、現在の都道第114号線（通称：吉祥寺通り）であるが、実際にはまっすぐ井の頭恩賜公園に向かう市道第8号線を加えた線がその境界となろう。

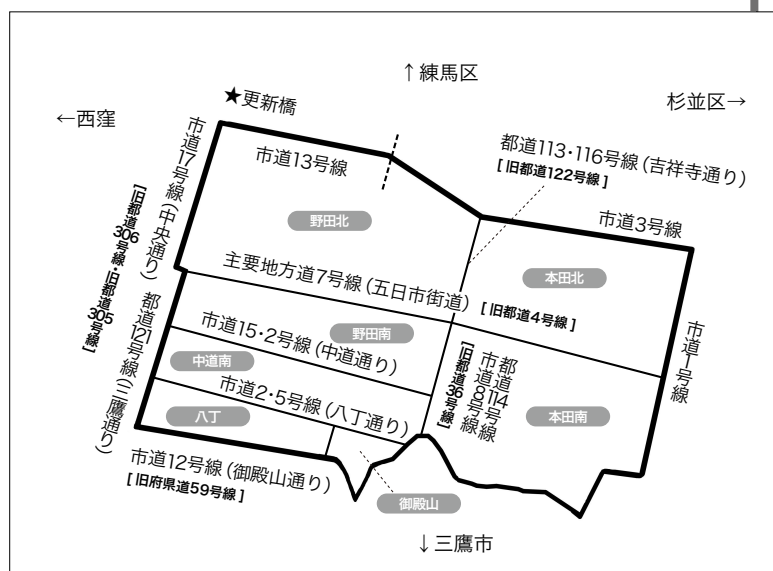


図2 大字吉祥寺内の小字の境界

○小字③野田北

野田北は「北部は千川上水をもって保谷町と接し、西部は大字西窪と隣接し、南部は都道第四号線を中心として野田南との境界となっており、東部は小字本田北がその境界となっており」

とある。「北部は千川上水をもって保谷町と接し」とあるのは誤りであり、実際は練馬区と接している。西側、東側については省略する。野田南との境界は「主要地方道7号線」（通称：五日市街道）である。

○小字④野田南

野田南は「北部は五日市街道を中心として野田北と隣接し、東部は本田南と公園通りをもってその境界としている。また西部は大字西窪と通称中央通を以て境界になっており、南部については（中略）中道南と隣接している」

とある。北側・東側は省略する。西側の境界は都道121号線（通称：三鷹通り）である。南側の「中道南」との境界については記述がないが、『武蔵野町吉祥寺地番図』と『新旧住居表示対照表』をもとに、市道第15号線および市道第2号線（通称：中道通り）がその境界であることがわかる。

○小字⑤中道南

中道南は「この小字の区画は西部が中央通りを境界大字西窪と隣接し、北部は野田南、東部は公園通りが境界になっており、一部井之頭公園の付近が三鷹市と隣接している。また南部においては市道第□号線通称中道通りを境として西が字八丁、東は字御殿山と接しており」

とある。北側・東側・西側の境界については割愛する。南側の境界については「市道第□号線通称中道通り」を境としているが、誤りであり、『武蔵野町吉祥寺地番図』と『新旧住居表示対照表』から「市道第2号線及び市道第9号線」（通称：八丁通り）をもって境界としていることがわかる。

○小字⑥御殿山

御殿山は「東部は井之頭公園付近、南部は玉川上水を境界として三鷹市に接し、西部は井之頭文化園の西方、玉川上水から北進する道路を境として八丁に接続し、北部は中道通りが境界となっている。」

とある。小字「中道南」と同様、文中の「中道通り」は「市道第2号線及び市道第9号線」（通称：八丁通り）の誤りであろう。東側及び南側については割愛する。西側の境界は市道第12号線である。

○小字⑦八丁

八丁は「北部が中道南、東部が御殿山、南部が三鷹市に各々接しており、西部は大字西窪が境界となっている。」

とある。今まで確認してきた境界と重ねあわせることで境界を確認することができるため、割愛する。

以上が大字「吉祥寺」における7つの小字の位置とその境界である。大字「吉祥寺」は原則、道路に沿って小字が定められており、整然としていることが特徴と言えよう。

【註】

- ※1 武蔵野市『武蔵野市百年史』記述編Ⅰ 平成13年9月20日 1頁
- ※2 武蔵野市『武蔵野市百年史』資料編Ⅱ 上 平成7年3月31日 174頁
- ※3 「大字・字区域図の作成」昭和31～33年度『町名整理資料』（武蔵野市歴史公文書）
本文書は道路番号等が空欄になっていることもあり、おそらく下書きのようなものだったと考えられる。そのため事実関係が異なる部分があるため『武蔵野村地番図』のような資料とともに使用する必要があるだろう。
- ※4 武蔵野市『武蔵野市百年史』資料編Ⅰ 上 平成6年3月31日 付図
- ※5 武蔵野市 市民部市民課『住居表示新旧対照表』
- ※6 武蔵野市 都市整備部 道路課「武蔵野市道路線番号図」平成30年3月
http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/sumai_doro_suido/doro/1005540.html より（令和元年8月19日閲覧）
- ※7 武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館「武蔵野市文化財散策マップ」平成28年4月第9版
- ※8 「地名調ノ件」昭和11年度『庶務文書（2）』（武蔵野市歴史公文書）
- ※9 ※3と同じ

武蔵野ふるさと歴史館のフェローシップ（特別研修員）について

武蔵野ふるさと歴史館では、主に大学院生を対象に、次代の博物館や公文書館の実務を担う人材の育成に取り組むフェローシップ（特別研修員）制度を設け、特別研修員として受け入れています。当館のフェローシップ（特別研修員）は、それぞれの計画に基づき、展覧会や教育普及事業、資料の調査研究、収集、整理、公文書の選別、保存など、博物館、公文書館の業務を学んでいます。当館では随時、フェローシップ（特別研修員）を受け入れています。ご関心のある方は、お気軽にお問合せください。

